

議案第31号

つくば市路外駐車場条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年2月15日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市路外駐車場条例の一部を改正する条例

つくば市路外駐車場条例（平成5年つくば市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別表第2に規定する」を「駐車時間が20分を超えるときは、20分を超える部分について10分までごとに100円（つくば市つくば駅前広場駐車場のマイクロバス専用区画にあっては、200円）の」に改め、同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（駐車券を紛失したときの駐車料金）

第4条の2 利用者は、駐車券を紛失したときは、駐車時間が24時間までごとに2,000円を納付しなければならない。

第5条ただし書を削る。

第8条ただし書を削る。

別表第2を削る。

別表第1つくば市つくばセンタービル地下駐車場の項を削り、同表を別表とす

る。

#### 附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

#### (提案理由)

つくばセンタービルのリニューアルに伴い、整備することで、つくばセンタービル地下駐車場が市の施設ではなくなるため、この条例案を提出するものである。

## つくば市路外駐車場条例（平成5年つくば市条例第14号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第3条（略）</p> <p>（駐車料金）</p> <p>第4条 駐車場に自動車を駐車する者（以下「利用者」という。）は、<u>駐車時間が20分を超えるときは、20分を超える部分について10分までごとに100円（つくば市つくば駅前広場駐車場のマイクロバス専用区画にあっては、200円）の駐車料金</u>（以下「料金」という。）を市長に納付しなければならない。</p> <p><u>（駐車券を紛失したときの駐車料金）</u></p> <p>第4条の2 <u>利用者は、駐車券を紛失したときは、駐車時間が24時間までごとに2,000円を納付しなければならない。</u></p> <p>（駐車期間）</p> <p>第5条 利用者は、市長が特に必要があると認めた場合のほか、同一の自動車を引き続き10日を超えて駐車させてはならない。</p> <p>第6条・第7条（略）</p> <p>（料金の不還付）</p> <p>第8条 既納の料金は、還付しない。</p> <p>第9条—第14条（略）</p>	<p>第1条—第3条（略）</p> <p>（駐車料金）</p> <p>第4条 駐車場に自動車を駐車する者（以下「利用者」という。）は、<u>別表第2に規定する</u> _____ 駐車料金（以下「料金」という。）を市長に納付しなければならない。</p> <p><u>2 前項の場合において、利用者は、当該料金に相当する駐車回数券により納付することができる。ただし、つくば市つくば駅前広場駐車場、つくば市研究学園駅北口広場駐車場及びつくば市みどりの駅西口広場駐車場については、この限りでない。</u></p> <p>（駐車期間）</p> <p>第5条 利用者は、市長が特に必要があると認めた場合のほか、同一の自動車を引き続き10日を超えて駐車させてはならない。<u>ただし、許可期間内の定期駐車（月を単位とする自動車の駐車をいう。以下同じ。）の場合は、この限りでない。</u></p> <p>第6条・第7条（略）</p> <p>（料金の不還付）</p> <p>第8条 既納の料金は、還付しない。<u>ただし、定期駐車に係る料金については、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>第9条—第14条（略）</p>

附 則

別表 第1 (第1条関係)

名称	位置
つくば市つくば駅前広場駐車場	(略)
つくば市研究学園駅北口広場駐車場	(略)
つくば市みどりの駅西口広場駐車場	(略)

附 則

別表第1 (第1条関係)

名称	位置
つくば市つくばセンタービル地下駐車場	つくば市吾妻一丁目10番地1
つくば市つくば駅前広場駐車場	(略)
つくば市研究学園駅北口広場駐車場	(略)
つくば市みどりの駅西口広場駐車場	(略)

別表第2 (第4条関係)

駐車場名	区分	料金
つくば市つくばセンタービル地下駐車場	普通駐車	駐車時間に応じて次に掲げる額 (1) 駐車時間が1時間までのとき 200円 (2) 駐車時間が1時間を超え9時間30分までのとき (1)の額に1時間を超える部分について30分までごとに100円を加えて得た額 (3) 駐車時間が9時間30分を超え24時間までのとき 2,000円 (4) 駐車時間が24時間を超えるとき (3)の額に24時間を超える部分について24時間までごとに(1)から(3)までの例により算出して得た額を加えて得た額
	定期駐車	1月ごとに21,350円
つくば市つくば駅前広場駐車場、つくば市研究学園駅北口広場駐車場及び	普通駐車	1 駐車時間に応じて次に掲げる額 (1) 駐車時間が20分までのとき 無料 (2) 駐車時間が20分を超えるとき 20分を超える部分について10分までごとに100円

<p>つくば市みどりの 駅西口広場駐車場</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、つくば市つくば駅前広場駐車場のマイクロバス専用区画にあっては、駐車時間に応じて次に掲げる額</p> <p>(1) 駐車時間が20分までのとき 無料</p> <p>(2) 駐車時間が20分を超えるとき 20分を超える部分について10分までごとに200円</p>
<p>備考 駐車回数券は普通駐車（時間を単位とする自動車の駐車をいう。）に限り利用することができるものとし、その額は100円券11枚つづりで1,000円とする。</p>	